

2024年3月17日

2024年国際取引法学会全国大会

場所：日本・中央大学茗荷谷キャンパスにて

報告者：黄 瑞宜（台湾・中央警察大学・法律学系 助理教授）

UNGPsを踏まえた台湾におけるビジネスと人権に関する国家行動計画

—

一、はじめに

近年、台湾において、ESGに対する関心が増しており、これを経営指標に取り入れる企業が少なくない。しかも多くの企業は、ほぼ自主的にESGを重視するようになってきたのが現状である。

2020年12月10日（国際人権デー）に、今まで行政院より推進されてきた「ビジネスと人権に関する国家行動計画（下記、行動計画と称する）」が正式に公布された。当該行動計画は、とくにボトムアップの価値観の統合に注意を払っているとされている。

その背景には、政府が、とくに企業、従業員、非政府組織の特定のニーズに応えるため、ビジネスと人権に関する国際的に認められた指導原則と基準に参照しつつ、いわゆる国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（下記、UNGPsをいう）」に従い、ビジネスと人権に関する国家行動計画の策定が提案されたものである。

また、台湾の企業が、国内経済の発展が高度化につれて、今や世界中産業のサプライチェーンにおいて重要な位置を占めるに至った。それは、より多くの企業が人権にかかわる保護に配慮し、それに取り組むことが企業に持続的な利益をもたらすことができると認識しているからである。

とりわけ、企業が人権の保護に配慮するメリットはいくつかある。たとえば、優秀な人材の引き付けや企業価値の向上、従業員や外部ステークホルダーとの持続可能で良好な関係の確立、重要な国際的な産業サプライチェーンのビジネスチャンスが求められ、より多くの投資家を誘致することもできる。

そのため、企業は事業活動の展開による紛争やそれと関連する派生的なリスクと人権侵害による訴訟リスクを軽減し、企業価値の向上と各国企業との競争力をも強化することができるであろう。

したがって、企業がビジネスと人権に関する国家行動計画に基づき、ESGやSDGsの視点から、人権の保護をどう対応すべきかを探究する。また、本報告もビジネスと人権をめぐる近時の動向について概観するにとどまる。

目次：

- 一、はじめに
- 二、国連のビジネスと人権に関する指導原則
 - 1. 沿革
 - 2. **ESG/SDGs** に着目したビジネスと人権
- 三、台湾におけるビジネスと人権に関する国家行動計画
 - 1. 概要
 - 2. 国家行動計画に基づき、**ESG/SDGs** の視点から、人権の保護をどう対応すべきか
- 四、ビジネスと人権をめぐる近時の動向
- 五、結びにかえて